

# 平成 30 年度包括外部監査結果報告書

## (概要版)

港区包括外部監査人 谷川 淳

### 1. 外部監査のテーマ等

監査テーマ	学校教育に関する事業の財務事務の執行について
選定理由	<p>港区では、平成 26(2014)年 10 月に「港区教育ビジョン」を策定し、港区の教育の根幹となる基本理念や取り組みの方向性等を示している。教育ビジョンの実現に向けては、平成 27(2015)年 2 月に「港区学校教育推進計画」を策定し、学校教育分野における具体的な取り組みを推進するための基本的な考え方や施策を示している。</p> <p>港区の年少人口は、平成 29(2017)年 3 月の約 3 万 2 千人から毎年 1 千人程度の増加が続き、平成 35(2023)年には 4 万人を超える見込みであり、教育環境においても人口増への対応が課題となっている。また、外国人の多い地域特性から、国際理解教育の充実等も求められている。</p> <p>このように、予想される人口増加、グローバル化のさらなる進展、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、学校教育を取り巻く様々な状況や課題に的確に対応していくことが今後も必要である。また、いじめや不登校、子どもの貧困など、学校現場が対処すべき課題は、多様化、複雑化している。</p> <p>このような状況の中、平成 30(2018)年 3 月に「港区学校教育推進計画」を改定するとともに、「教育の港区」として学校教育を充実し、さらなる向上を図るため、学校教育部を設置するなど、平成 30(2018)年度に教育委員会事務局の組織改正がなされたところである。また、平成 27(2015)年度から始まった新たな地方教育行政制度に基づき、区長と教育委員会が密接に連携を図りながら、教育施策の総合的な推進を図っている。これらを機に、学校教育に関する事業を監査テーマとすることは、時宜にかない、有意義であると考えます。</p> <p>以上のことから、学校教育を取り巻く環境変化や複雑化した課題への対応が適切になされているか、学校教育に関する事業の財務事務の執行について監査を行うことは、今後の港区の区政運営にとって有用であると判断し、監査テーマに選定した。</p>

<b>監査の視点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育に関する事業の財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。</li> <li>・ 学校教育に関する事業の財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。</li> <li>・ 教育委員会事務局と幼稚園・小学校・中学校、教育施設及び区長部局との連携が適切に図られているか。</li> <li>・ 公費会計と私費会計の区分は明確になっているか。</li> </ul>
--------------	---

## 2. 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。指摘が 28 項目、意見が 24 項目あり、合わせて 52 項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、包括外部監査結果報告書(本編)における各項目の記載箇所である。

事業名等	監査の指摘または意見	頁	
<b>第 3 章 外部監査の総括</b>			
外部監査の総括	指摘 教育委員会の学校に対する助言・指導機能の発揮について	15	
<b>第 4 章 外部監査の結果及び意見(各論)</b>			
<b>I 「徳」「知」「体」を育む学びの推進に関する事業</b>			
1. 小学校給食運営・中学校給食運営	意見	学校給食用食器の指定の見直し検討について	21
	意見	学校給食用食器の納品確認方法について	21
2. 小学校給食用機器材整備・中学校給食用機器材整備	意見	給食用機器材の老朽化への対応について	24
3. 音楽鑑賞教室	指摘	契約額の積算根拠の明確化について	27
	指摘	随意契約理由のさらなる明確化について	28
4. 学校図書館運営支援業務	意見	学校図書館実態調査結果の活用について	31
	意見	学校司書の役割の明確化について	32
<b>II 生き抜く力を育む学びの推進に関する事業</b>			
1. 小学校特別支援学級運営・中学校特別支援学級運営	意見	港区立学校における介助員配置要綱の内容の見直しについて	35
2. 小学校特別支援学級就学奨励・中学校特別支援学校就学奨励	意見	「特別支援学級就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」の記載内容の見直しについて	38

事業名等	監査の指摘または意見		頁
3. 箱根ニコニコ高原学園管理運営	意見	管理運営状況評価等業務委託における調査項目の見直しについて	43
4. 子育てサポート保育	意見	利用実態を踏まえた利用方法等の見直しについて	45
5. 保幼小連携小学校入学前教育カリキュラム	意見	家庭で大切にしたいことハンドブックの積極的活用について	48
6. 小学校情報機器整備・中学校情報機器整備・幼稚園情報機器整備	指摘	システムアセスメントの申請要件の確認の徹底について	50
7. 私立幼稚園教育環境の充実	指摘	ケース検討会の未実施について	53
	指摘	特別支援アドバイザー派遣業務の関連書類間の整合性確認の徹底について	53
<b>III 地域社会で支えあう学びの推進に関する事業</b>			
1. 学習活動支援保護者負担軽減事業(指導室)	意見	公演会実施費用補助金における実績報告書の記載について	56
<b>IV 学びを支える教育環境の充実に関する事業</b>			
1. 小学校環境衛生維持・中学校環境衛生維持・幼稚園環境衛生維持	指摘	水質検査結果不適合事案の早期解消について	58
	意見	水質検査結果不適合事案の早期改善への取り組みについて	59
	意見	水質検査業務委託の特命随意契約理由について	60
	意見	ダニ又はダニアレルゲン検査について	60
2. 小学校の安全体制の整備	指摘	警備予定表及び警備報告書上における巡回警備の明確化について	63
	意見	プロポーザル方式による業者選定の検討について	64
3. 学校施設の整備・保全に係る事業(小学校施設改修ほか)	指摘	港区公式ホームページに掲載する入札結果の記載誤りについて	71
4. 幼稚園運営事務	指摘	契約方法の選択誤りについて	74
5. 学びの未来応援施策	意見	学びの未来応援学習講座の効果的な意識調査の実施について	77
6. 学校における法律相談	指摘	実績報告書様式の不整合について	79
	指摘	学校法律相談実績報告書の遅延について	80

事業名等	監査の指摘または意見		頁
	指摘	実績報告書に係る関連書類間の整合性確認の徹底について	81
7. 奨学資金貸付	意見	奨学資金貸付の債権管理について	83
	意見	奨学資金貸付の回収率向上への取り組みについて	84
<b>V 区立幼稚園・小学校・中学校</b>			
2. 学校配当及び備品管理	指摘	備品管理の適正化について	89
	指摘	不用品の廃棄処理の適時実施について	90
	指摘	毒物・劇物管理の適正化について	90
	指摘	前渡金に係る現金出納簿の作成について	91
	指摘	備品購入時期の合理性について	91
3. 学校徴収金	指摘	預金名義人及び金融機関届出印について	95
	意見	預託金融機関の利用について	96
	指摘	現金収支の記録の徹底について	97
	指摘	管理ルールの整備・徹底について	97
	指摘	月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査の実施について	98
	指摘	自己点検票のチェック項目の徹底について	100
	指摘	学校徴収金に関する予算・決算の通知について	101
	指摘	給食(運営)委員会の設置について	101
	指摘	学校給食会計チェックリストによる点検の実施について	102
	指摘	学校給食会計の決算報告の徹底について	102
	指摘	領収書の徴取の徹底について	104
	意見	徴収金額の設定について	104
	意見	立て替えの是非の検討について	104
	意見	立て替え払いの記録について	105
	意見	未納に伴う問題点への対応について	105
意見	給食費の公会計化の検討について	106	

### 3. 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は、あくまで要旨にすぎないため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査結果報告書(本編)を参照のこと。

#### 【外部監査の総括】

項目	外部監査の総括
指摘1	教育委員会の学校に対する助言・指導機能の発揮について
内容	<p>会計自己点検の未実施など、学校徴収金事務取扱規程に従った事務がなされていない学校が見受けられた。本来は、各学校が適切に実施すべき事務ではあるが、各学校により実施水準が異なっているのが現状である。</p> <p>学校徴収金に関する事務処理が適正化されるよう、その実効性を確保するためには、教育委員会が学校に対し、助言・指導機能をより発揮する必要がある。</p>

#### 【外部監査の結果及び意見(各論)】

事業名	I-1. 小学校給食運営・中学校給食運営
意見1	学校給食用食器の見直し検討について
内容	<p>学校給食用食器は、平成14年度の学校給食推進連絡会の決定に基づき、指定している。これまで、指定の見直しがなされていないが、決定から15年以上経過していることを踏まえると、学校給食用食器の指定を見直す必要性の有無について検討する必要がある。</p>
意見2	学校給食用食器の納品確認方法について
内容	<p>学校給食用食器は各学校に直接納品され、学務課が納品数量合計に基づき支払いを行っている。つまり、食器納品依頼書どおりに各学校に適切に納品され、検品を受けたことを確認することができない状態のまま支払いを行っていることになる。今後は、食器納品依頼書どおりに各学校に納品されたことを確認したうえで、支払いを行う必要がある。</p>

事業名	I-2. 小学校給食用機器材整備・中学校給食用機器材整備
意見1	給食用機器材の老朽化への対応について
内容	<p>給食用機器材については、安全性の確保が重要である。また、老朽化が進む中では、対症療法的ではなく、予防保全的な対応を行うことが望ましい。この点、各学校に対応を任せることには限界があるため、学務課が一元的に情報を集約して対応するなど、老朽化への対応のあり方を十分に検討する必要がある。</p>

事業名	I-3. 音楽鑑賞教室
指摘1	契約額の積算根拠の明確化について
内容	音楽鑑賞教室の演奏委託料及び会場使用料の積算根拠が不明確であった。今後は、契約額の積算根拠について明確化するとともに、文書化により客観性を高める必要がある。
指摘2	随意契約理由のさらなる明確化について
内容	小学校及び中学校音楽鑑賞教室演奏委託の随意契約理由について、内容に違いが分かりにくい箇所があった。現在は多様な楽団があることから、なぜ相手先が限定されるのか、今まで以上に、他の楽団とも比較衡量し、検討したうえで、契約相手の必然性などをより明確にしておく必要がある。

事業名	I-4. 学校図書館運営支援業務
意見1	学校図書館実態調査結果の活用について
内容	学校図書館実態調査の結果、開館時間が中休みと昼休みのみの学校があるなどの現状に対して、まずは開館曜日を限定するなど工夫して、放課後も開館することが望ましいなど、今後の方向性が示された。該当する学校は、示された内容を参考にして、学校図書館を運営する必要がある。
意見2	学校司書の役割の明確化について
内容	学校図書館には、司書教諭のほか、学校司書、リーディングアドバイザースタッフ(RAS)が配置されているが、学校により業務内容に差がある。学校間の業務の平準化を図るためには、学校司書が、司書教諭やRASとの連携に時間を費やせるようにするなどして、学校図書館の運営の改善及び向上を図るという役割を果たしていくことを促進する必要がある。

事業名	II-1. 小学校特別支援学級運営・中学校特別支援学級運営
意見1	港区立学校における介助員配置要綱の内容の見直しについて
内容	港区立学校における介助員配置要綱には、理科教育補助員設置要綱など他の類似した制度の要綱において定められている項目(例えば、委嘱の期間など)について、同様の定めがない項目が散見される。必要な事項は、極力配置要綱に定めておく必要があり、内容の見直しを進めていく必要がある。

事業名	II-2. 小学校特別支援学級就学奨励・中学校特別支援学級就学奨励
意見1	「特別支援学級就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」の記載内容の見直しについて
内容	就学援助と同様に、世帯の収入状況を把握するための税情報等の利用について同意をとっているが、その文言の表現が整合していない。したがって、特別支

	援学級就学奨励費にかかる収入額・需要額調書の記載内容を見直す必要がある。
--	--------------------------------------

<b>事業名</b>	Ⅱ－3. 箱根ニコニコ高原学園管理運営
<b>意見1</b>	管理運営状況評価等業務委託における調査項目の見直しについて
<b>内容</b>	箱根ニコニコ高原学園の指定管理業務について、平成29年4月から10月までの会計処理を中心とした評価業務を行っている。しかし、会計報告が適正になされるか否かは、年度中の処理が適正になされていることだけでなく、年度末の決算処理において、当該年度内の収支が過不足なく適切に集計されていることも重要である。したがって、調査項目を見直し、前年度の決算処理が適正になされていることを調査項目に含めることが望ましい。

<b>事業名</b>	Ⅱ－4. 子育てサポート保育
<b>意見1</b>	利用実態を踏まえた利用方法等の見直しについて
<b>内容</b>	子育てサポート保育は、平成31(2019)年度において区立幼稚園全園での実施となることから、これを契機に、あらためて利用者の実態把握や要望等に関する実態調査を行い、利用時間や受付方法、定員等がニーズに沿っているかどうか検討し、より利用者ニーズに沿った子育てサポート保育としていく必要がある。

<b>事業名</b>	Ⅱ－5. 保幼小連携小学校入学前教育カリキュラム
<b>意見1</b>	家庭で大切にしたいことハンドブックの積極的活用について
<b>内容</b>	保幼小連携小学校入学前教育カリキュラムは、保育園・幼稚園と小学校を結ぶ過程を対象としており、今までにない視点も含まれているという意味では、非常に意欲的な事業である。今後は、家庭で大切にしたいことハンドブックを、保護者との面談や保育士・教員の研修会等の材料として積極的に活用する必要がある。

<b>事業名</b>	Ⅱ－6. 小学校情報機器整備・中学校情報機器整備・幼稚園情報機器整備
<b>指摘1</b>	システムアセスメントの申請要件の確認の徹底について
<b>内容</b>	<p>区では、システムアセスメント制度により、複数年度の全体経費を考慮したうえで情報機器を調達する仕組みを導入しているものの、申請要件を誤認して、保守対象経費を対象外としていた事例があった。今後は、システムアセスメントの対象や申請要件を慎重に確認し、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した機器の調達となるよう留意する必要がある。</p> <p>なお、システムアセスメント制度により、複数年度の全体経費を考慮したうえで、最初の調達を行っているが、あくまで調達のみ単年度契約となっている。しかし、本来的には、複数年契約が適当であると考えられることから、長期継続契約の対象に加えて長期継続契約とするなどの検討を行うべきであるとする。</p>

事業名	Ⅱ－7. 私立幼稚園教育環境の充実
指摘1	ケース検討会の未実施について
内容	私立幼稚園カウンセリング業務委託の仕様書では、カウンセラーの資質向上を図るためケース検討会を開催し、その内容を区に報告することとなっているが、ケース検討会は開催されていなかった。カウンセラーのスキルアップ、ひいては教育相談機能の充実につなげるためにも、区は、ケース検討会の開催について、適時適切に指導・監督する必要がある。
指摘2	特別支援アドバイザー派遣業務の関連書類間の整合性確認の徹底について
内容	特別支援アドバイザー派遣を実施した場合には、訪問報告書、履行確認書、アドバイザー報告書の3種類の書類が作成されるが、書類がまとめられておらず、整合性を確認しにくい状況であり、請求の遅れも生じていた。今後は、これら3種類の書類を全て揃え整理保管したうえで、書類間の整合性の確認を徹底する必要がある。

事業名	Ⅲ－1. 学習活動支援保護者負担軽減事業(指導室)
意見1	公演会実施費用補助金における実績報告書の記載について
内容	劇団や楽団等の公演会を鑑賞する際の補助金の実績報告書に記載されている実施費用総額と領収書の金額に相違があった。これは、補助金交付上限額を領収書に記載するよう要請したためであるが、実施費用の財源内訳としての補助金と保護者負担分を明らかにするためにも、領収書には要した経費全額の記載を求めるとともに、実績報告書の記載方法についても指導する必要がある。

事業名	Ⅳ－1. 小学校環境衛生維持・中学校環境衛生維持・幼稚園環境衛生維持
指摘1	水質検査結果不適合事案の早期解消について
内容	飲料水などの水質検査の結果、判定基準に適合しなかった事案があった。そのうち、半年以上経過後においても、改善未了となっている事案が2件あった。直ちに改善を図る必要がある。
意見1	水質検査結果不適合事案の早期改善への取り組みについて
内容	飲料水などの水質検査の結果、判定基準に適合しなかった事案があった。そのうち、改善までに3か月以上を要した事案が8件あった。速やかな改善を図る仕組みを構築する必要がある。
意見2	水質検査業務委託の特命随意契約理由について
内容	飲料水などの水質検査業務を、特命随意契約により、東京都港区薬剤師会に委託しているが、薬剤師会以外の事業者が検査を実施して学校薬剤師が対応を図ることと比較して、どのようなメリットがあるのかを具体的に示す必要がある。



意見3	ダニ又はダニアレルゲン検査について
内容	学校環境衛生の基準に基づき、ダニ又はダニアレルゲン検査を実施しているが、検査対象場所のうち、2階以上の一般教室の取扱いについても、明確にしておく必要がある。

事業名	IV-2. 小学校の安全体制の整備
指摘1	警備予定表及び警備報告書上における巡回警備の明確化について
内容	巡回警備の経路、時間等について警備予定表に記載されておらず、実施状況についても警備報告書の記載がまちまちであるため、巡回警備が適切に計画され、かつ実施されたことを明確に確認できない。今後は、警備予定表及び警備報告書の記載内容を見直し、巡回警備について明確化する必要がある。
意見1	プロポーザル方式による業者選定の検討について
内容	平成28(2016)年度の受託事業者選定時には、通常の競争入札が行われたが、本件のように警備対象が学校であり、児童等との信頼関係を築くことが求められる場合には、単純な価格競争ではなく、プロポーザル方式を採用し、必須要件は仕様書上に明示したうえで、警備業務の質を確保するための方策や児童・生徒等との関係性を築くための工夫等について、事業者側からの提案を求めることにより、業務の質も含めた業者選定を行うことが望ましい。

項目	IV-3. 学校施設の整備・保全に係る事業(小学校施設改修ほか)
指摘1	港区公式ホームページに掲載する入札結果の記載誤りについて
内容	小学校施設改修の「港区立御田小学校外3施設機械設備等改修工事実施設計業務委託」について、港区公式ホームページ上、随意契約と掲載されているが、実際には制限付一般競争入札であった。港区公式ホームページに掲載する情報は正確に掲載する必要がある。

事業名	IV-4. 幼稚園運営事務
指摘1	契約方法の選択誤りについて
内容	同一日に同種の物品を購入する契約について、それぞれ随意契約としていたが、分割して発注を行う必要性はない。合算した場合の予定価格は80万円を超過することから、制限付一般競争入札により契約先を選定しなければならないものである。今後は、適切な契約方法を選択する必要がある。

事業名	IV-5. 学びの未来応援施策
意見1	学びの未来応援学習講座の効果的な意識調査の実施について
内容	学習講座の受講者等に対して、意識調査を行っているが、回収率が低めであり、また回答方式も選択式に限られている。受講時に直接回収したり、具体的な

	意見を記述する欄を設けたりするなど、効果的な意識調査を実施し、より効果的な事業展開の手法について検討する必要がある。
--	--

<b>事業名</b>	IV-6. 学校における法律相談
<b>指摘1</b>	実績報告書様式の不整合について
<b>内容</b>	港区学校法律相談実施要綱と港区学校法律相談における弁護士の同席実施要領において、実績報告書の名称と様式の号数が整合していないため、正しく修正する必要がある。
<b>指摘2</b>	学校法律相談実績報告書の遅延について
<b>内容</b>	学校法律相談実績報告書を、毎月区に提出しなければならないが、遅延している月が散見された。区は港法曹会に対し、要綱を遵守し、毎月区に実績を報告するよう指導する必要がある。
<b>指摘3</b>	実績報告書に係る関連書類間の整合性確認の徹底について
<b>内容</b>	使用する様式に誤りがあったため、内容が整合していなかった。今後は、実績報告書と添付書類の様式及び記載内容については、その整合性を確認するとともに、誤りがあった場合には再度提出を行うよう指導する必要がある。

<b>事業名</b>	IV-7. 奨学資金貸付
<b>意見1</b>	奨学資金貸付の債権管理について
<b>内容</b>	主債務者及び連帯保証人に対する定期的な住所確認等を行うことなく、債権放棄を行っている事例があった。債権放棄に至った原因を分析し、同様の事例が発生していないか、または、発生する可能性はないか調査し、対応する必要がある。
<b>意見2</b>	奨学資金貸付の回収率向上への取り組みについて
<b>内容</b>	奨学金の返還や利息等の徴収が条例等に準拠して行われているか、奨学金を管理しているシステムの運用が所期の成果を収めているかなど、滞納に関する現状と発生原因を再度確認し、回収強化を図るとともに、債権管理に係るコストも勘案して、債権放棄及び不納欠損処理についても検討するなど、回収率向上に向けた取り組みを行うことが必要である。

<b>項目</b>	V-2. 学校配当及び備品管理
<b>指摘1</b>	備品管理の適正化について
<b>内容</b>	備品一覧と現物との照合を行ったところ、現物が確認できないものや備品一覧の記載が誤っているものなどが発見された。学校には多くの備品が所在し、所在場所も教室等に分散しているし、場所の移動も多いという特徴がある。したがって、教育委員会事務局が主導して、物品管理規則に基づく備品の自己検査の対

	象を独自に拡大するなど、全体的に備品管理の水準を向上させる方策を検討する必要がある。
<b>指摘2</b>	不用品の廃棄処理の適時実施について
<b>内容</b>	学校統合時に、多くの備品を不用品として廃棄していたにもかかわらず、財務会計上、不用品の廃棄処理を行わなかったため、現物がないにもかかわらず、備品一覧に掲載されている備品が多数存在していた。統合後3年を経過した現在においても、現物と備品一覧との不一致は解消されておらず、事後的に多大な労力を費やしている。今後も学校の改築等に伴う備品の移動や廃棄が想定されることから、今回の事例を教訓に、不用品の廃棄処理を適時適切に行う必要がある。
<b>指摘3</b>	毒物・劇物管理の適正化について
<b>内容</b>	水酸化ナトリウム等の毒物・劇物管理簿を確認したところ、管理担当者の捺印がなかったり、年度当初に行うべき管理責任者への報告がなされていなかったりした。毒物・劇物の危害防止管理規定に従い、毒物・劇物管理の適正化を図る必要がある。
<b>指摘4</b>	前渡金に係る現金出納簿の作成について
<b>内容</b>	大会参加費等の支払いのため、資金前渡を受けることがあるが、現金出納簿が作成されていない学校があった。会計事務規則に従い、前渡金に係る現金出納簿を作成する必要がある。
<b>指摘5</b>	備品購入時期の合理性について
<b>内容</b>	年度末に多数の備品を購入している学校があった。学校によると、翌年度より学級増を予定していたが、結果的に学級増に至らず、翌々年度以降の学級増のために購入したとのことである。地方公共団体の会計が会計年度独立の原則、単年度主義であることを踏まえると、翌年度に必要な備品を年度末に購入するには、購入する必要性や緊急性など合理的な理由が求められる。この点、当該学校において購入した備品は、翌々年度に必要な備品であり、年度末の購入はその理由に合理性はないものと判断する。

<b>項目</b>	V-3. 学校徴収金
<b>指摘1</b>	預金名義人及び金融機関届出印について
<b>内容</b>	学校徴収金事務取扱規程では、学校徴収金の預金名義人は校長とし、金融機関への届出に使用する印鑑は公費会計とは別のものにする다고されているが、預金名義人が学校名だけになっており、通帳印として公印を使用していた学校があった。当該規定に従うか、預金名義人を学校名とすること等を教育委員会として許容するのであれば、当該規定の見直しを検討する必要がある。

意見1	預託金融機関の利用について
内容	学校徴収金事務取扱規程では、原則として、学校徴収金は金融機関に預託して管理することとされているが、預託金融機関がない学校が散見された。現金の盗難、紛失などの事故が発生するリスクを軽減するためにも、預託金融機関を利用することが望ましい。
指摘2	現金収支の記録の徹底について
内容	学校徴収金事務取扱規程では、すべての収支は処理の都度、現金出納簿に記載することとされているが、引き出してから支払いまでの現金の動きが記録されていない事例があった。規定に従い、すべての現金収支を記録する必要がある。
指摘3	管理ルールの整備・徹底について
内容	<p>現金出納簿の様式が担当者により様々であるとともに、領収書等といった証憑類の保管方法等も担当者により様々であった。また、現金出納簿の記載金額が実際の金額ではなかったり、収支状況や残高が記載されていなかったりと出納簿としての体をなしていないものもあった。</p> <p>担当者の事務処理の質を一定以上のもとするためにも、運用面で間違いやすい事項については、Q&amp;A方式によりまとめる等の対応を行い、担当者による事務処理の差を少なくする方策を検討する必要がある。</p>
指摘4	月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査の実施について
内容	<p>学校徴収金事務取扱規程において、月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査を行うことが定められているが、これらが行われておらず、各担当者の処理内容について、第三者による確認作業が一切行われていない学校があった。</p> <p>これらは、学校徴収金が適切に管理されていることを確認するだけでなく、不備がある場合には早期に改善策を検討すること可能となり、担当者の事務処理の支援、ひいては質の向上につながるものと考えられる。したがって、規定に従い、月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査を行う必要がある。</p>
指摘5	自己点検票のチェック項目の徹底について
内容	学校徴収金事務取扱規程において、学校徴収金に関する事務処理状況等について、学期ごとに自己点検を行わなければならないと規定されており、別記様式として「自己点検票」が定められている。しかし、当該様式を使用していないため、自己点検が行われていない項目がある学校があった。自己点検票のチェック項目を徹底する必要がある。

指摘6	学校徴収金に関する予算・決算の通知について
内容	学校徴収金事務取扱規程により、予算及び決算の保護者等への通知を行わなければならないが、なされていない学校があった。予算・決算の通知は、保護者等から学校徴収金を徴収するにあたって、説明責任の観点からも非常に重要であることから、未実施の状況は看過することは到底できない。したがって、規程に従い、学校徴収金に関する予算・決算の通知を徹底する必要がある。
指摘7	給食(運営)委員会の設置について
内容	自己点検票のチェック項目「学校給食の物資購入にあたっては給食運営委員会に諮っていますか。」の点検結果が未実施となっているものが散見された。学校給食会計マニュアルにあるとおり、給食(運営)委員会を設置し、給食物資購入に関する事項を諮るとともに、会議録により、給食物資購入先選定過程の透明性を高める必要がある。
指摘8	学校給食会計チェックリストによる点検の実施について
内容	学校給食会計マニュアルにおいて、給食費の徴収から支払いに至る一連の事務は、必ず複数の者で分担し、校長は、学期ごとに学校給食会計チェックリストを用いて、適切に実施されていることを確認するものと定められている。しかし、学校給食会計チェックリストによる確認が行われていない学校があった。適切な事務処理を担保するためにも、徹底する必要がある。
指摘9	学校給食会計の決算報告の徹底について
内容	学校徴収金事務取扱規程により、学校給食会計の保護者等への決算報告を行わなければならないが、未実施の学校があった。規程及び学校給食会計マニュアルに従い、学校給食会計の保護者等への決算報告を徹底する必要がある。
指摘10	領収書の徴取の徹底について
内容	行事不参加のため、返金を行っている事例があったが、一部領収書の徴取漏れがあった。返金を行った場合には、領収書の徴取を徹底する必要がある。
意見2	徴収金額の設定について
内容	卒業対策費として対象学年全員から30,000円徴収したが、余ったため、卒業を祝う会に出席した生徒に一人8,450円、出席しなかった生徒に一人13,450円返金していた。徴収金額が過大であったといえる。学校内で協議し、適切な徴収金額を設定する必要がある。
意見3	立て替えの是非の検討について
内容	現地調査の対象とした幼稚園において、遠足代を園長が全額立て替え払いし、後日、保護者から代金を集金していた。学校徴収金は、受益者が負担すべき性質のものであり、一時的であるとしても、園長による立て替えは望ましいものではない。幼稚園においては、専任の事務職員が配置されていないことなどから、

	事務手続きの煩雑さを避けたい事情も理解できるが、園長による全額立て替えは望ましいものではないため、立て替えの是非について検討する必要がある。
<b>意見4</b>	立て替え払いの記録について
<b>内容</b>	立て替えによって支払いが行われている事例があったが、本来は事前に現金を引き出してから支払いを行うことが望ましい。やむを得ず立て替え払いを行わざるを得ないのであれば、少なくとも誰が立て替えたのか、後日、誰が預金から現金を引き出して立て替え者に支払ったかなどの記録を残しておく必要がある。
<b>意見5</b>	未納に伴う問題点への対応について
<b>内容</b>	<p>学年全員分の教材代金が完納となるのを待って、購入先の業者に支払いを行うようにしている学校があった。つまり、一人でも未納があると、業者に支払いを待ってもらっている状況であり、本質的に業者に負担を負わせる可能性がある方法といえ、未納に伴う問題点といえる。</p> <p>したがって、この方法の潜在的な問題点についても認識し、支払いについては柔軟に対応する必要など、業者に負担を負わせない方法を検討する必要がある。</p>
<b>意見6</b>	給食費の公会計化の検討について
<b>内容</b>	給食費の未納については、学校現場で教職員が回収に努めているが、事務負担の面から、その対応が課題となっている。そこで、事務負担を軽減し、業務の適正化を図る取り組みとして、給食費の公会計化(現在私費会計として取り扱っている給食費について、区の歳入歳出予算に計上して管理を行うもの)が挙げられている。会計業務の透明化が図られるなどの効果も見込まれることから、給食費の公会計化を検討する必要がある。

以上